

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるの翌日)

目次

- ◇告 示 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇正 誤 昭和四十七年十二月鳥取県告示第千七十五号、第千七十六号及び第千七十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年三月二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年三月十五日 午後一時から

米子市糀町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所二階会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西倉吉町三八 小林みや子

正 誤

昭和四十七年十二月鳥取県告示第千七十五号、第千七十六号及び第千七十七号（保安林予定森林にする旨の通知について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁段 行 誤 正

二上 十七 三四三七の二 三四三七の一

二下 九〇十 (2) 主伐として伐採す (2) 主伐として伐採す

二下 二十一～二十二

ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。

三上 九～十

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。

三上 二十一～二十二

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期

三下 十～十一

齢以上のものとする。
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。

四上 十一～十二

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、日野地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、日野地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。

四下 二十四

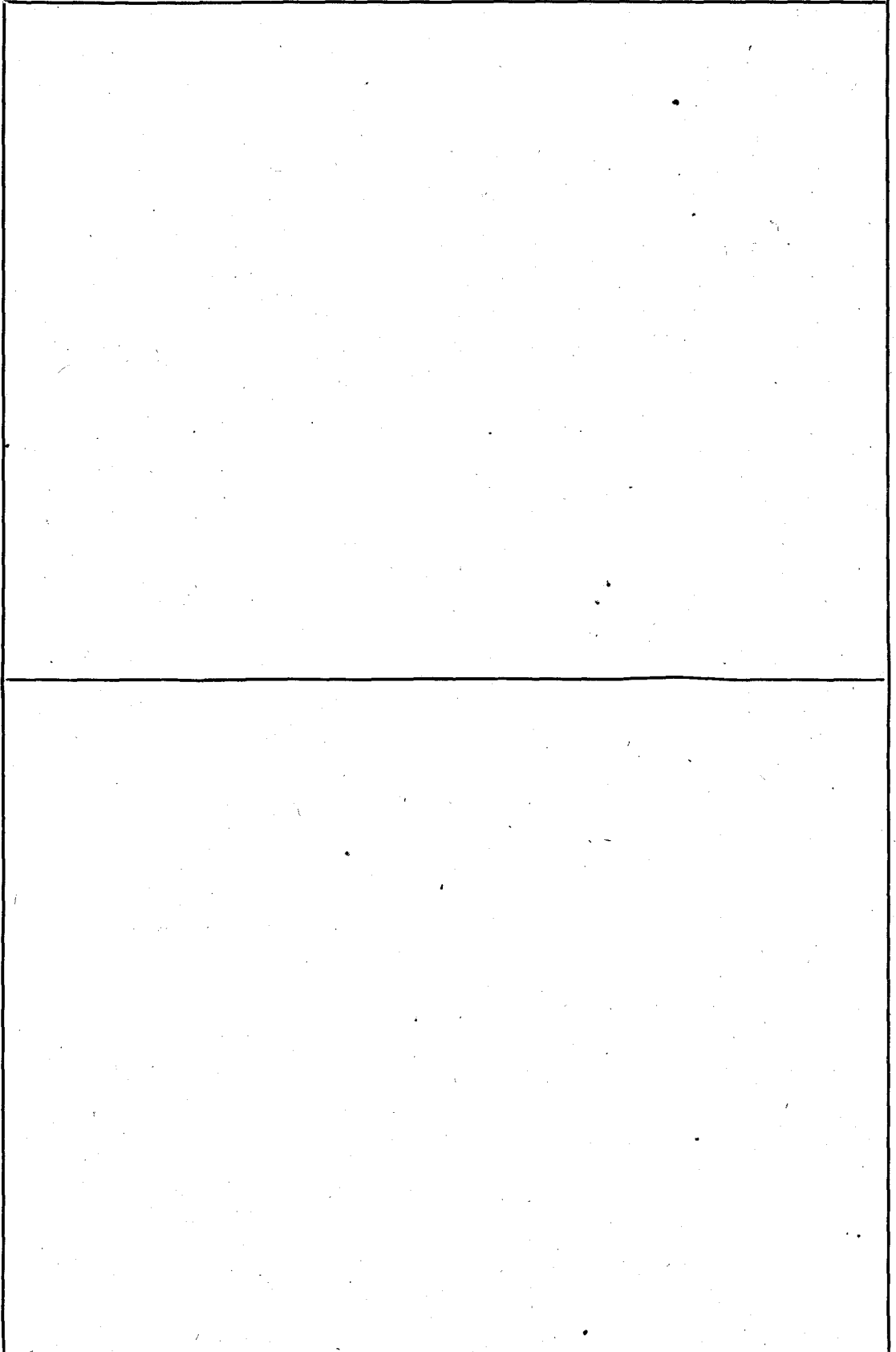
(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、日野地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採す
ることができる立木
は、日野地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。

四 下 二十一～二十二

(2) 主伐として伐採すること
ができる立木は、倉吉地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採すること
ができる立木は、倉吉地域森林計
画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、
次のとおりとする。



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、
団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】